

## 新たなPPP(官民連携)／PFI事業の類型について

### ＜類型1 民間開発活用型＞

- 民間事業者が行う都市開発などのまちづくりにあわせ、当該地域の魅力度を向上させるために、公共と民間事業者が協力して、一体的なコンセプトの下で開発を進める事業形態。
- 民間事業者のイニシアチブで開発コンセプトを提示し、公共が連携して支援。
- 官民それぞれが地域全体の活性化への効果的な貢献を考慮しながら、公共施設等の整備と民間事業者が行う開発を一体的に実施することや、整備された地域において公共サービスと民間サービスを一体として提供することが考えられる。
- 官民の事業の進度を調整することで、開発効果の早期発現が期待できる。

### ＜類型2 公共施設等運営事業型＞

- 改正PFI法に基づく公共施設等運営事業として実施されるもの。
- 改正PFI法の適用実績をつくり、コンセッション契約等の事例を積み重ねることで、さらなる適用を促す。

### ＜類型3 付帯事業活用型＞

- 公共施設等の整備・運営はこれまでどおりに行いながら、公共施設等の一部や余剰部分、副産物等を活用して、民間事業者が収益事業を行う。
- 既にある余剰資産・未利用資源等の活用だけでなく、民間事業者の創意工夫により、未利用資源等を生み出して活用することも考えられる。
- 収益を本来施設のサービス向上等に還元することも考えられる。

### ＜類型4 包括マネジメント型＞

- 公共主体が保有する公共施設等を含む複数の業務を包括して民間事業者が実施するの併せて、長期間にわたる当該対象業務の効率的なマネジメントを民間事業者が行う。
- 発注する主体は、単一の公共主体である場合もあれば、複数の公共主体による場合も考えられる。また、対象となる公共施設等も、同種分野だけでなく、複数分野に跨る場合も考えられる。
- 各種公共施設等での維持管理・更新の包括委託から、ニュータウン更新等の大規模な事業まで、幅広く想定される。